



## 後期高齢者医療保険料計算方法と均等割額の軽減の変更について

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

令和3年度から、後期高齢者医療保険料の計算方法、均等割額の軽減割合が変更となります。変更は以下の通りです。

### ▶ 保険料計算方法

#### 令和2年度

保険料(年額)	均等割額	所得割額
均等割額と所得割額の合計 ※64万円を限度とする ※10円未満切り捨て	55,687円 世帯の所得に応じて軽減があります	$\left[ \begin{array}{l} \text{総所得金額など} \\ - \text{基礎控除額(33万円)} \end{array} \right] \times \text{所得割率10.77\%}$

#### 令和3年度

保険料(年額)	均等割額	所得割額
均等割額と所得割額の合計 ※64万円を限度とする ※10円未満切り捨て	55,687円 世帯の所得に応じて軽減があります	$\left[ \begin{array}{l} \text{総所得金額など} \\ - \text{基礎控除額(43万円)} \end{array} \right] \times \text{所得割率10.77\%}$

### ▶ 均等割額の軽減

#### 令和2年度

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額〕	軽減割合(均等割額の年額)	
	本則	令和2年度
33万円(基礎控除額)以下	7割 (16,706円)	7.75割 (12,529円)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし		7割 (16,706円)
33万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

#### 令和3年度

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額〕	軽減割合 (均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者数 - 1) ※ 以下	7割 (16,706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数 - 1) ※ 以下	5割 (27,843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数 - 1) ※ 以下	2割 (44,549円)

※ 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得【給与収入55万円超】または公的年金等に係る所得【公的年金等収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)】を有する場合に適用されます。



## 「支えあう 住みよい社会 地域から」 5月12日は 「民生委員・児童委員の日」です

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線123)

5月12日から18日までの1週間は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆さんに知っていただくための「活動強化週間」です。

民生委員は、各市町村に置かれるボランティアで住民の皆さんの最も身近な相談相手です。常に住民の皆さんの立場に立ち、親身になって相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う児童委員も兼ねています。ご自分のことやご近所のことなどで何かお困りのことがあれば、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。



## 70歳到達予定者および後期高齢者のための 医療制度説明会のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶ 日にち 5月25日(火)
- ▶ 場所 保健センター 1階
- ▶ 対象者

**70歳到達予定者のための医療制度説明会**  
(国民健康保険加入者のみ)  
昭和26年5月2日～昭和26年6月1日生まれの人  
**後期高齢者医療制度説明会**  
昭和21年6月1日～昭和21年6月30日生まれの人



## 「PayPay」・「LINE Pay」で町税などの納付が可能です

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線139)

令和2年に町税・料金などの新たな納付方法として、スマートフォンアプリを利用した決済サービス「PayPay」・「LINE Pay」を導入しました。納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、窓口や店頭へ赴くことなく、いつでも、どこでも納税ができます。皆さんの生活に合わせた納付方法を選び納付してください。

- 対応キャッシュレス決済  
・ PayPay ・ LINE Pay ・ モバイルレジ
- 利用できる税金および料金

種類	担当課	連絡先
町県民税(普通徴収)	税務課	☎ 932-1495
固定資産税	税務課	☎ 932-1495
軽自動車税(種別割)	税務課	☎ 932-1495
国民健康保険税(普通徴収)	住民課	☎ 932-1467
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	住民課	☎ 932-1467
幼稚園給食費(町徴収のみ)	子ども教育課	☎ 932-1459
保育所利用料(町徴収のみ)	子ども教育課	☎ 932-1459
保育所給食費(町徴収のみ)	子ども教育課	☎ 932-1459
上下水道料金	上下水道課	☎ 932-1445

- 注意点
  - ・ 納付書を紛失した場合は、納付書を再発行しますので担当課までご連絡ください。
  - ・ 領収書は発行されません。納付確認はアプリの取引履歴や支払口座の取引明細などでご確認ください。
  - ・ 軽自動車税(種別割)のみ6月に車検用納税証明書兼収納明細書をお送りします。ただし、車検用納税証明書が必要かつ納期限内に納付された車種のみが対象となります。
  - ・ 納付期限が過ぎたもの、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるもの、バーコードがないもの、また、傷や汚れによりバーコードが読み取れないものは、納付できない場合があります。
  - ・ 各種アプリの利用は無料ですが、ダウンロードや決済利用にかかるパケット通信料などはかかります。
  - ・ アプリの操作方法や納付によるポイント付与については、各アプリのホームページなどをご確認ください。